

岐阜県公報

号外(二) 令和元年十二月二十六日

目次

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	三
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	三

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十六日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中「県事務所長(西濃県事務所長及び可茂県事務所長に限る。)」を「県事務所長(西濃県事務所長及び可茂県事務所長に限る。)」を

「県事務所長(西濃県事務所長及び可茂県事務所長に限る。)」を 図書館長 博物館長

「東京事務所長

美術館副館長(総務部長を兼ねるもの

改め、同項本庁次長の欄中「東京事務所長」を 現代陶芸美術館副館長(総務部長を兼

図書館副館長

博物館副館長

「芸術文化企画

美術館副館長

美術館部長

美術館課長

に限る)

なるものに限る。)に改め、同項本庁課長の欄中「芸術文化企画監」を

現代陶芸美術
現代陶芸美術

「
図書館課長

博物館部長

高山陣屋管理

監

(総務部長を兼ねるものを除く。)

を兼ねるものを除く。)
この規則は、令和二年一月一日から施行する。
附 則
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十六日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

館副館長(総務部長を兼ねるものを除く。)
館部長

に改め、同表教育委員会の項本庁部長の

事務所長

「図書館副館長

博物館副館長

美術館副館長(総務部長を兼ねるもの

現代陶芸美術館副館長(総務部長を兼

「図書館課長

高山陣屋管理事務所長

博物館部長

美術館副館長(総務部長を兼ねる

美術館部長

美術館課長

現代陶芸美術館副館長(総務部長

現代陶芸美術館部長

に限る。)
なるものに限る。)

を削り、同項本庁課長の欄中

美術館課長

現代陶芸美術館副館長(総務部長

現代陶芸美術館部長

ものを除く。)

を削り、同項主査の欄中「学芸主事」を削る。

岐阜県人事委員会規則第十一号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の五第一号イ中「百分の百八十五」を「百分の百九十五」に、「百分の二百二十五」を「百分の二百三十五」に改め、同号ロ中「百分の百九十五」を「百分の二百五」に改める。

第七十五条第一項第二十三号を次のように改める。

二十三 次に掲げる場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において五日(中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。))を二人以上養育する場合にあつては、十日(うち五日は、イから八までに掲げる場合(イ)にあつては、当該中学校就学の始期に達するまでの子の看護を行う場合に限る。))に該当する場合に限る。()の範囲内の期間

イ 職員が配偶者、父母、配偶者の父母又は子の看護(負傷し、又は疾病にかつたそれらの者の世話をを行うこと)をいう。()を行う場合

ロ 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の介助(疾病の予防を図るために必要なその子の世話として人事委員会が定めるものを行うこと

をいう。() を行う場合

八 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子が在籍する児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設(二)において「児童福祉施設」という。)又は学校教育法第一条に規定する学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他の教育施設(二)において「教育施設」という。)が非常変災その他急迫の事情により臨時休業となつた場合において、その子の世話を行つとき、

二 満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する職員が、その子が在籍し、又は在籍することとなる児童福祉施設、教育施設等が実施する行事であつて人事委員会が定めるものに出席する場合

別表第一の三知事の部県民生活相談センターの項の次に次のように加える。

美術館	副館長	二種
	部長	四種
現代陶芸美術館	課長	六種
	副館長	二種
図書館	部長	四種
	館長、副館長	二種
博物館	課長	六種
	館長、副館長	二種
高山陣屋管理事務所	部長	四種
	所長	四種

別表第一の三教育委員会の部図書館の項、高山陣屋管理事務所の項、博物館の項、美術館の項及び現代陶芸美術館の項を削る。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七十五条第一項第二十三号及び別表第一の三の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。
- この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の第五十七条の五の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十六日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二県民生活相談センターの項の次に次のように加える。

美術館	副館長、部長、課長
	副館長、部長
現代陶芸美術館	副館長、部長
図書館	館長、副館長、課長
博物館	館長、副館長、部長
高山陣屋管理事務所	所長

別表第三図書館の項、高山陣屋管理事務所の項、博物館の項、美術館の項及び現代陶芸美術館の項を削る。

附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十六日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十三号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表知事の部県民生活相談センターの項の次に次のように加える。

美術館				副館長（総務部長を兼ねるものを除く。） 部長又は課長の職務	副館長（総務部長を兼ねるものに限る。） の職務	
現代陶芸美術館				副館長（総務部長を兼ねるものを除く。） 又は部長の職務	副館長（総務部長を兼ねるものに限る。） の職務	
図書館				課長の職務	副館長の職務	館長の職務
博物館				部長の職務	副館長の職務	館長の職務
高山陣屋管理事務所				所長の職務	困難な業務を所長が行う職務	

別表第一の表教育委員会の部図書館の項、高山陣屋管理事務所の項、博物館の項、美術館の項及び現代陶芸美術館の項を削る。

別表第七八の表中

33	32	55	48	43	を	55	48	43	38	38	39	40	40	41	41	41	42	42	42	43	43
33	33	55	49	44	37	55	49	44	38	38	39	40	40	41	41	42	42	42	42	43	43
34	33	55	49	44	38	55	49	44	38	38	39	40	40	41	41	42	42	42	42	43	43
34	33	56	49	44	38	56	49	44	38	38	39	40	40	41	41	42	42	42	42	43	43
35	34	56	50	45	38	56	50	45	38	39	40	40	40	41	41	42	42	42	42	43	43
35	34	56	50	45	39	56	50	45	39	39	40	40	40	41	41	42	42	42	42	43	43
	34	57	50	45	39	57	50	45	39	39	40	40	40	41	41	42	42	42	42	43	43
	34	57	50	45	40	57	50	45	40	40	40	40	40	41	41	42	42	42	42	43	43
	35	57	51	45	40	57	51	45	40	40	40	40	40	41	41	42	42	42	42	43	43
	35	57	51	45	40	57	51	45	40	40	40	40	40	41	41	42	42	42	42	43	43
	35	58	51	46	40	57	51	46	40	40	40	40	40	41	41	42	42	42	42	43	43
	35	58	51	46	40	58	51	46	40	40	40	40	40	41	41	42	42	42	42	43	43
	36	58	52	46	40	58	52	46	40	41	41	41	41	42	42	42	42	42	42	43	43
		58	52	46	41	58	52	46	41	41	41	41	41	42	42	42	42	42	42	43	43
		59	52	47	41	58	52	47	41	41	41	41	41	42	42	42	42	42	42	43	43
		59	52	47	41	58	52	47	41	41	41	41	41	42	42	42	42	42	42	43	43
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44
		59	53	47	42	59	53	47	42	42	42	42	42	43							

46	別表第七への表中	67	63	67	64	45	別表第七ホの表中	43	別表第七ニの表中
46		67	63	67	64	46		43	
46		67	64	67	65	46		44	
47		67	64	67	65	46		44	
47		67	64	68	65	47		45	
47		38	67	65	68	47		46	
48		39	67	65	68	47		46	
		40	68	65	68	47		47	
	41	68	65	68	48	48			
37	41	68	65	68	48	48			
38	42	68	65	68	48	48			
38	42	68	65	68	49	49			
39	43	68	66	69	50	50			
39	43	68	66	61	51	50			
40	44	68	66	62	51	50			
40	44	68	66	62	51	51			
41	45	68	66	62	51	51			
41	45	68	66	62	52	52			
42	45	68	66	63	63	63			
42									

	60	48	別表第七トの表中	57	53				
42	60	49		57	53	59	56	52	43
43	61	50		57	53	59	56	52	43
44	61	51		57	53	60	56	53	44
45	61	52		57	53		57	53	44
45	62	53		58	54		57	53	45
46	62	53		58	54	49	57	53	45
46	62	54		58	54	50	57	53	46
47	63	54	58	54	50	57	54	46	
47	63	55	58	55	50	57	54	47	
48		55	59	55	51	58	54	47	
48		56	59	55	51	58	54		
49	37	56	59	55	51	58	54		
50	38	57	59	55	51	58	55	50	
51	38	57	59	55	52	58	55	50	
52	39	58	59	56	52	58	55	50	
53	39	58	59	56	52	59	55	51	
54	40	59		56	52	59	55	51	
55	40	59		56	53	59	56	51	
56	41			56		59	56	52	

を

41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
46
46

に改める。

別表第七七の表中

42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
46
47
47

を

30
30
31
31
31
31
31

に改める。

別表第七七の表中

27
27
28
28
28
28
29
30
31

に改める。

別表第七七の表中

26
27
28
28
28
28
29
29
29
29
30
30
30
30

を

25
26
26
27
27
28
28
28
29
29
29
29
30
30
30
30

を

26
27
27
27
27
28
28
28
28
29
29
29
29
30
30
30
30

を

25
26
26
26
26
27

を

57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
59
60
60
60
60
61
61
62
62
26

に

に改める。

(経過措置)

3 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定による号給が改正前の岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（以下「旧規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。

4 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

令和元年十二月二十六日発行

発行者 発行所

岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社